

第 42 回（平成 22 年度）

社 会 保 険 労 務 士 試 験

T A C 社会保険労務士講座

解答解説会

平成 22 年 8 月 28 日～29 日 解答解説会資料

060-6900-1085-10

※この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。
※この解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、
試験機関による解答について保証するものではありません。

第42回本試験分析

◎特徴

1. 選択式… 全体的な難易度はここ数年の本試験レベルとほぼ同水準であった。労基・安衛は判例からの出題があったが、判例まで踏み込んだ学習をしていなかった場合であっても文脈より対応可能なものであった。一方、厚年、国年については計算演習、年金額の水準に関する試験対策をとっていない場合、正解を導くことが困難であったと思われる。
2. 択一式… 選択式と同様、難易度レベルは従来と同水準であった。労働常識は正答を導き出すことが困難なものが目立ったが、社会常識と合わせ4点以上を確保したい。社会保険科目の中には、問題文の粗さにより判断困難と思われるものがあった。

◎合格ラインの予想

1. 選択式… 総得点 28 点以上 各科目 3点以上
2. 択一式… 総得点 44～45 点以上 各科目 4点以上

合格ライン予想は、本試験終了時点での予想であり「本試験解答分析サービス」の結果を加味する前のものとなっています。最終予想は9月10日(金)よりホームページ上に掲載いたします (<http://www.tac-school.co.jp>)

◎目標点

※目標点は難易度を基準に設定したものであり科目ごとの合否ラインとは関係がありません。

【選択式】

科目	労基・安衛	労災	雇用	労一	社一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	3	4	5	3	3	4	4	3	29

【択一式】

科目	労基・安衛	労災・徴収	雇用・徴収	労一・社一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	6	6+3	6+3	2+3	7	6	7	49

◎選択式問題 科目別コメント

- 労基・安衛… A～Cは最高裁判例からの出題であるが、A、Bは入り得る選択肢も限られており、前後の文脈からの判断で得点したい。Cについては、[⑩信義に反するもの]と迷うところであろう。D、Eについては、安衛法の基本条文であり、1問は得点したい。
- 労 災 … A、B、Cで確実に3点は得点できる。Dは、直前の「労働者派遣契約に基づき」により「派遣先事業主」が正解肢と判断できる。Eは、やや迷う間いだが、問題文前半部分の「支配下にある」から「業務遂行性」を選びたいところである。
- 雇 用 … 極めて基本的事項からの出題である。総合点確保のためにも、確実に得点しておきたいところである。

- 労 一 …細かい告示からの出題であるが、問題文全体をしっかりと把握できれば3点は確実に得点できるであろう。
- 社 一 …確定拠出年金法の個人型年金についての出題である。一部に細かい箇所からの出題もあり、難易度は高いが、基本テキストにも記載があり3点（AとCで2点、その他で1点）は、確保してほしい。
- 健 保 …全体的には基本的な問題であったが、Dについては暗記だけでは対応できない多少考えさせる問題であった。
- 厚 年 …全般的に基本事項を問う問題であり、A、B、D、Eについては、何とか得点しておきたい。ただ、選択肢が練られていることもあり、うっかりと失点してしまう方も少なくないと思われる。文章を慎重に読むことが必要とされる問題であった。
- 国 年 …D以外は法改正テキストの記述で対応可能だが、A以外で正確な数値を的確に選択するのは容易ではないだろう。Dはイメージで選択できる可能性は高いが、「上昇」と「下落」という選択肢の表現から判断に迷ったかもしれない。

◎択一式問題 科目別コメント

- 労基・安衛… 労基については、基本条文、通達、判例からバランス良く出題されている。判例は、受験生には初めて眼にするものが多かったと思われるが、労基法の基本的な考え方が理解されていれば、その場で正誤の判断が出来るものや、他の肢を吟味すれば正解肢の選択には支障がないように出題されている。安衛は難問。問8で1点は確保したい。
- 労災・徴収… 問6以外は基本的知識で解答可能な問題である。問6については、基本テキスト・新標準テキストともに記載はあるものの、細部からの出題であるため得点し難いと思われる。徴収法は、問9がやや細かい事項を問うものであるが、全体的に基本的なレベルであった。
- 雇用・徴収… ここ数年の出題と比較すると、やや難易度が高い問題も見受けられるが、正解肢については基本的事項であるので、5点以上は確実に得点したいところである。なお、昨年出題されなかった法改正点が本年において出題された。徴収法は、問10のBとEで迷う可能性はあるが、全体的に平易な問題であった。
- 常 識 …労働経済の細かな数字を問う問題が多く、全体としてかなりの難問であった。問5で得点するとともに、問4で一般的な常識をふしぼり、パートタイマーの方が派遣労働者よりも多いことを何とか導き出せるか？社一は、全体的に難易度の高いものが目立つ。問9は正解肢が比較的判断しやすいものであり得点しておきたいところである。
- 健 保 …後半は条文通りの基本的な問題も多かったが、前半は細かい通達や細部の知識を問う問題も多く、難問も見られた。例年に比べ、給付からの出題が少なかったことや、問題文に①、②などの形式を設けているものがあったことなどが特徴である。
- 厚 年 …基本的な問題と過去に出題の例がない難問とに分かれて出題された。問6、問7、問9については細かい事項を問うものであり、これらを除いて、何とか6点は確保しておきたい。
- 国 年 …作問ミスと推測されるが二重解答や正答なしとせざるを得ない問題が2問あった。それ以外については、細かい内容を問う肢や「機構」絡みの肢、論点が明確でない肢が見受けられはしたが、比較的正確な正解は導きやすいと思われる。

選 択 式 解 答

平成22年8月22日 14:00現在

[問1] 労働基準法・労働安全衛生法
(最小平成2.6.5、最小平成4.6.23、
最小平成15.12.4、安衛法43条)

- A (9) 試用期間
- B (7) 事前の調整
- C (5) 公序に反するもの
- D (15) 突起物
- E (14) 展示

[問2] 労働者災害補償保険法
(法1条、昭和61.6.30基発383号)

- A (5) 社会復帰
- B (1) 安全及び衛生
- C (16) 派遣元事業主
- D (14) 派遣先事業主
- E (4) 業務遂行性

[問3] 雇用保険法
(法1条、法20条1項、則30条)

- A (12) 雇用の継続
- B (18) 生活及び雇用の安定
- C (1) 1年
- D (14) 失業している日
- E (7) 4年

[問4] 労働に関する一般常識
(平成19.11.30厚労告394号)

- A (9) 高齢化
- B (19) 母性
- C (11) 雇用環境
- D (12) 雇用管理
- E (4) 間接差別

[問5] 社会保険に関する一般常識
(確定拠出年金法62条1項2号、法70条1項、
2項、4項、法附則3条1項、令60条2項)

- A (12) 60歳未満
- B (16) 個人型記録関連運営管理機関
- C (2) 脱退一時金
- D (18) 1か月以上3年
- E (6) 50万円

[問6] 健康保険法
(法38条4号、法165条1項、2項、3項、令
48条、令49条、則51条2項、則139条1項)

- A (3) 各月の初日
- B (19) 初月の前月末日
- C (10) 年4分の利率
- D (14) 5月
- E (8) 直接全国健康保険協会

[問7] 厚生年金保険法
(法附則7条の3、1項、5項、(6)法附則21
条1項、(6)法附則26条1項1号、改定率
改定令5条、則33条3項)

- A (4) 30,000
- B (17) 14,400
- C (9) 速やかに、支給停止事由該当届
を日本年金機構に
- D (20) 昭和36年4月2日以後
- E (7) 65歳に達した

[問8] 国民年金法
(法27条、法27条の2、(16)法附則7条2項、
改定率改定令1条)

- A (15) 1.7
- B (1) 17
- C (18) 0.3
- D (8) 物価下落率
- E (12) 2.2

[問7] 厚生年金保険の解答の根拠

- A 基本月額: $120 \text{万円} \div 12 = 10 \text{万円}$
支給停止月額: $(10 \text{万円} + 32 \text{万円} - 28 \text{万円}) \times 1/2 = 7 \text{万円}$
支給月額: $10 \text{万円} - 7 \text{万円} = 30,000 \text{円}$
- B 標準報酬月額 (24万円) < みなし賃金月額 $\times 30 \times 61/100$ (24万4千円)
したがって、支給停止額: $24 \text{万円} \times 6/100 = 14,400 \text{円}$

択一式解答

平成22年8月24日 18:00時点

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
労働基準法 労働安全衛生法	C	D	C	E	A	E	D	B	E	D
労災保険法 (徴収法含む)	E	B	D	B	C	A	C	C	E	B
雇用保険法 (徴収法含む)	A	D	C	B	C	A	E	B	D	E
労働及び社会保険 に関する一般常識	B	E	D	A	C	D	E※	E	B	B
健康保険法	A	※ 解なし	D	D	C	D	E	A	E	B
厚生年金保険法	A	A	E	C	B	B	E	C	A	※ AB
国民年金法	E	C	E	B	D	C	※ CE	C	E	※ 解なし

※一般常識 問7・・・「E」を正解としているが、問題文の一部に適切ではない箇所があるため「解なし」となる可能性あり。

※健康保険 問2・・・A・B・D・Eは出題の根拠となる条文や通達が明確であり、Cについても明らかな誤りの点は見当たらず、「解なし」とした。
ただし、Cは、問題文が粗い作りであり、A・B・D・Eのような明確な根拠があるわけではないので、Cが正解とされる可能性がある。

※厚生年金 問10・・・「A」と「B」の複数正答とした。

※国民年金 問7・・・「C」と「E」の複数正答とした。

※国民年金 問10・・・正しい肢がないため、「解なし」とした。

難 易 度 一 覧 表

【選択式】

科目名	A	B	C	D	E	◎	△	●
労働基準法 労働安全衛生法	△	△	△	△	◎	1	4	0
労災保険法	◎	◎	◎	△	△	3	2	0
雇用保険法	◎	△	◎	◎	◎	4	1	0
労働一般常識	◎	◎	◎	△	●	3	1	1
社会一般常識	◎	△	◎	△	△	2	3	0
健康保険法	◎	◎	◎	△	◎	4	1	0
厚生年金保険法	◎	◎	△	◎	◎	4	1	0
国民年金法	◎	△	△	●	△	1	3	1
(◎：得点したい △：やや難・応用問題 ●：難問)						22	16	2

【択一式】

科目名	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問10	◎	△	●	
労働基準法 労働安全衛生法	◎	△	◎	●	◎	△	△	△	●	●	3	4	3	
労災保険法 (徴収法含む)	◎	◎	△	◎	◎	●	◎	◎	◎	◎	8	1	1	
雇用保険法 (徴収法含む)	◎	△	△	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	7	3	0	
労働及び社会保険 に関する一般常識	●	△	△	●	△	△	△	△	◎	△	1	7	2	
健康保険法	△	—	◎	●	△	◎	◎	◎	◎	◎	6	2	1	
厚生年金保険法	◎	◎	◎	◎	◎	●	●	◎	●	◎	7	0	3	
国民年金法	◎	△	◎	◎	◎	●	◎	△	△	—	5	3	1	
(◎：得点したい △：やや難・応用問題 ●：難問)											個数	37	20	11
											%	54%	37%	9%

選択式ズバリ的中

選択式 ズバリの中

本試験問題

T A C教材

(上段：問題、下段：答え)

【労災保険法】

あわせて、被災した労働者の〔 A 〕の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の〔 B 〕の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

A：社会復帰

B：安全及び衛生

教材・箇所等

暗記カード 労災－１

又は疾病にかかった労働者の〔 D 〕の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の〔 E 〕の確保等を図り、

D：社会復帰

E：安全及び衛生

あわせて、被災した労働者の〔 A 〕の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の〔 B 〕の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

A：社会復帰

B：安全及び衛生

教材・箇所等

トレーニング労災・選択式問１

又は疾病にかかった労働者の〔 C 〕、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の〔 D 〕等を図り、

C：社会復帰の促進

D：安全及び衛生の確保

【雇用保険法】

1 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について〔 A 〕が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、
A：雇用の継続

教材・箇所等

実力テスト第2回 選択式問1－A

1. 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について〔 A 〕となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、
A：雇用の継続が困難

1 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について〔 A 〕が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、
A：雇用の継続

教材・箇所等

暗記カード 雇用－1

1. 雇用保険の目的
雇用保険は、労働者が〔 A 〕した場合及び労働者について〔 B 〕が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、
B：雇用の継続

2 63歳で定年に達したことにより離職した受給資格者の場合、その離職に係る基本手当は、原則として、当該離職の日の翌日から起算して〔 C 〕の期間内における〔 D 〕について、所定給付日数に相当する日数分を限度として支給される。当該受給資格者が上記期間内に疾病により引き続き30日以上職業に就くことができず、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所にその旨を申し出た場合には、〔 C 〕に当該理由により職業に就くことができない日数が加算されるが、その加算された合計の期間が〔 E 〕を超えるときは、〔 E 〕が上限となる。
C：1年
E：4年

教材・箇所等

暗記カード 雇用－16

1. 基本手当の受給期間
① ②③以外の受給資格者
→基本手当の受給資格に係る離職の日（基準日）の翌日から起算して〔 A 〕

2. 受給期間の延長

事 由	延長後の受給期間
① 受給期間内に妊娠、疾病、負傷等により、〔 E 〕以上職業に就くことができない期間がある場合	本来の受給期間に①の期間を加えて最大限〔 F 〕

A：1年

F：4年間

1 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について [A] が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、
A：雇用の継続

教材・箇所等

到達度テスト第3回 選択式問1－A

雇用保険法第1条には、「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について [A] 事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、
A：雇用の継続が困難となる

2 63歳で定年に達したことにより離職した受給資格者の場合、その離職に係る基本手当は、原則として、当該離職の日の翌日から起算して [C] の期間内における [D] について、所定給付日数に相当する日数分を限度として支給される。当該受給資格者が上記期間内に疾病により引き続き30日以上職業に就くことができず、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、 [C] に当該理由により職業に就くことができない日数が加算されるが、その加算された合計の期間が [E] を超えるときは、 [E] が上限となる。

C：1年

E：4年

教材・箇所等

トレーニング 選択式問9－B、D

1. 所定給付日数が300日以下の受給資格者に係る基本手当の支給を受けることができる期間（受給期間）は、原則として当該基本手当の受給資格に係る [A] から起算して [B] の間であるが、この期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き [C] 以上職業に就くことができない者が公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとする。この場合、加算された後の受給期間（当初の受給期間＋加算する期間）は [D] を限度とする。

B：1年

D：4年

【労働安全衛生法】

譲渡若しくは貸与の目的で [E] してはならない。

E：展示

教材・箇所等

暗記カード 安衛-17

譲渡若しくは貸与の目的で [G] してはならない。

G：展示

【労一】

教材・箇所等

暗記カード 常識（労法）-16

以前にも増して労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては〔 B 〕を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することができる〔 C 〕を整備することが重要な課題となっている。

B：母性

男女雇用機会均等法においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては〔 D 〕を尊重されつつ、充実した〔 E 〕を営むことができるようにすることをその基本的理念とし、事業主並びに国及び地方公共団体は、当該基本的理念に従って、労働者の〔 E 〕の充実が図られるように努めなければならない。

D：母性

教材・箇所等

一般常識セミナー VOL. 1 P82

以前にも増して労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては〔 B 〕を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することができる〔 C 〕を整備することが重要な課題となっている。

B：母性

男女雇用機会均等法においては、労働者が〔 A 〕により差別されることなく、また、女性労働者にあつては〔 B 〕を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

B：母性

【社一】

1 確定拠出年金の個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、毎月の個人型年金加入者掛金を国民年金基金連合会（以下本文において「連合会」という。）に納付することになっている。ただし、[A] の厚生年金保険の被保険者（企業型年金加入者、厚生年金基金の加入員その他政令で定める者を除く。）である個人型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、毎月の掛金の納付をその使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行うことができる。

A : 60 歳未満

教材・箇所等

暗記カード常識（社法）－20

② 第2号加入者：[F] の厚生年金保険の被保険者（企業年金等対象者を除く。）

F : 60 歳未満

2 確定拠出年金の個人型年金の給付には、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金及び当分の間、次の各号のいずれにも該当する者が請求することができる [C] がある。

C : 脱退一時金

教材・箇所等

暗記カード常識（社法）－21

① 老齢給付金, ② 障害給付金, ③ [G] 当分の間、一定の要件に該当する者は、[H] を請求することができる。

H : 脱退一時金

【健康保険法】

教材・箇所等

暗記カード健保－10

1 任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。前納された保険料については、前納に係る期間の〔 A 〕が到来したときに、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

任意継続被保険者は、保険料を前納しようとするときは、前納しようとする額を前納に係る期間の〔 B 〕までに払い込まなければならない。

前納すべき保険料額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を〔 C 〕による複利現価法によって前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額を控除した額とする。

A：各月の初日

B：初月の前月末日

C：年4分の利率

① 前納期間

（略）前納する保険料は、前納に係る期間の初月の〔 B 〕までに払い込まなければならない。

② 納付の時期

前納された保険料は、前納に係る期間の〔 C 〕したときに、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなされる。

③ 保険料額

前納する保険料は、年〔 D 〕分の利率による利息相当額が割り引かれる。

B：前月末日

C：各月の初日が到来

D：4

【国民年金法】

教材・箇所等

全国公開模試選択式問 7（厚年）

現在、実際に支給されている年金は、平成 12 年度から平成 14 年度にかけて物価が累積で〔 A 〕%下落した際にも減額改定を行わず年金額を据え置いた経緯から、特例的に、本来よりも高い水準で支払われている。

この特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の減額改定の基となる平成〔 B 〕年の物価水準を下回った場合に、それに応じて引き下げるというルールであるが、依然として平成 21 年の物価水準のほうが〔 C 〕%ほど高いので、平成 22 年度も特例水準の額が据え置かれている。一方、法律上想定している本来水準の年金額は、物価や賃金の上昇や下落に応じて増額や減額されるが、平成 22 年度は平成 21 年の〔 D 〕で改定するルールが適用されるため、本来水準と特例水準の差は〔 E 〕%となっている。したがって、平成 22 年度の年金額も特例水準が支給されている。

A : 1.7

B : 17

C : 0.3

D : 物価下落率

E : 2.2

2.... 平成 12、13、14 年度の 3 年間は、消費者物価指数が低下したにも関わらず、年金額を引き下げずに据え置く特例措置が設けられた。この結果、平成 16 年改正時点での年金水準は、特例措置が行われた 3 年間の物価水準の低下分に相当する〔 C 〕だけ本来よりも高い水準に据え置かれたままとなっていた。

4. 特例水準の年金額の改定は、〔 D 〕が上昇しても据え置く一方、〔 D 〕が直近の年金額改定の基となる〔 D 〕水準（平成 17 年）を下回った場合に、その分だけ引き下げられる方法で行われる。一方、法律上本来想定している年金額（本来水準）の改定は、物価や賃金の上昇や下落に応じて増額又は減額される方法で行われる。

5....（平成 22 年度においては、本来水準は特例水準を〔 E 〕下回っている。）

C : 1.7%

D : 物価

E : 2.2%

科目別解答・解説（択一式）

労働基準法・労働安全衛生法

〔問 1〕 正解 C 労基法107条1項カッ書。労働者名簿の調製から除かれているのは、「2か月以内の期間を定めて使用される者」ではなく、日々雇入れられる者である。

- A 労基法102条。設問の通り正しい。
- B 労基法104条の2, 2項。設問の通り正しい。
- D 労基法108条。設問の通り正しい。
- E 労基法109条。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 D 労基法22条1項、3項、平成15. 12. 26基発1226002号。退職時等の証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならないとされており、解雇された労働者が解雇の事実のみについて証明書を請求した場合には、解雇の理由を証明書に記載してはならない。

- A 最大判昭和43. 12. 25。設問の通り正しい。なお、設問の「定年解雇」とは、定年に達したことを理由として解雇するものであり、定年に達したことにより自動的に労働契約が終了する定年退職制とは異なる。
- B 労基法20条1項、昭和24. 7. 27基収1701号。設問の通り正しい。
- C 労基法22条1項、平成11. 3. 31基発169号。設問の通り正しい。
- E 労基法22条4項、平成15. 12. 26基発1226002号。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 C 労基法115条。設問の通り正しい。

- A 最一小昭和57. 10. 7。最高裁判例は、賞与支給日在籍要件を就業規則の合理性判断として有効としており、支給日前に退職した労働者に賞与を支給しないことは労働基準法第24条第1項に違反するものではない。
- B 労基法11条、昭和22. 9. 13発基17号。就業規則によってあらかじめ支給条件が明確に定められているものは、労働基準法第11条に定める賃金である。

D 最二小昭和48. 1. 19。最高裁判例は、労働基準法第24条第1項の賃金全額払の原則は、労働者の賃金債権を放棄する意思表示の効力を否定する趣旨のものであるとまで解することはできないとし、労働者の自由な意思に基づくものであることが明確であれば、賃金債権の放棄の意思表示の効力を肯定して差し支えない、としている。

E 労基法26条、昭和23. 6. 11基収1998号。設問の場合は、使用者の責に帰すべき休業に該当するので、休業手当の支払い義務を免れない。

〔問 4〕 正解 E 最二小平成6. 6. 13。最高裁判例は、通常の労働時間の賃金にあたる部分と時間外及び深夜の割増賃金に当たる部分とを判別することができないものであったことからして、この歩合給の支給によって時間外及び深夜の割増賃金が支払われたとすることは困難なものというべきであり、時間外および深夜の労働について、労働基準法第37条及び労働基準法施行規則19条1項6号の規定に従って計算した割増賃金を支払う義務がある、としている。

- A 最一小平成14. 2. 28。設問の通り正しい。
- B 最一小平成12. 3. 9。設問の通り正しい。
- C 昭和63. 3. 14基発150号。設問の通り正しい。
- D 労基法33条1項。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 A 労基法32条の2, 1項、平成11. 3. 31基発168号。設問の通り正しい。

B 労基法32条の4, 1項4号。1年単位の変形労働時間制においては、労使協定により、原則として、対象期間における各労働日ごとの労働時間をあらかじめ特定しておかなければならない。なお、対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分した場合における最初の期間を除く各期間については、労使協定に各期間の労働日数及び総労働時間を定めたときは、当該各期間の初日の少なくとも30日前に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

を代表する者の同意を得て、労働日及び労働日ごとの労働時間を定めなければならない。

- C 労基法32条の5, 1項。1週間単位の非定型的変形労働時間制については、1日の労働時間の上限は、10時間と定められている。
- D 労基法38条1項、昭和23.5.14基発769号。労働時間の通算については、事業主を異にする場合にも適用される。
- E 労基法38条の2、平成16.3.5基発0305001号。「どのような要件の下でも」が誤り。情報通信機器を用いて行う在宅勤務については、原則として、事業場外労働に関するみなし労働時間制が適用される。労働契約において、勤務時間を定めた上で労働者が起居寝食等私生活を営む自宅内で仕事を専用とする個室を確保する等、勤務時間帯と日常生活時間帯が混在することのないような措置を講ずる旨の在宅勤務に関する取決めがなされ、当該措置の下で随時使用者の具体的な指示に基づいて業務が行われる場合については、労働時間を算定し難いとはいえず、事業場外労働に関するみなし労働時間制は適用されないものとされている。

【問 6】 正解 E 労基法39条5項、昭和48.3.6基発110号。設問の通り正しい。

- A 労基法39条1項、5項。年次有給休暇は、所定の要件を満たした労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日（継続勤務年数に応じて1～10労働日を加算した日数）を与えなければならないが、設問のように「少なくとも年に5日は連続して労働者に年次有給休暇を付与しなければならない」とする規定はない。
- B 最二小昭和48.3.2。最高裁判例は、年次有給休暇の時季指定の効果は、使用者の適法な時季変更権の行使を解除条件として発生するのであって、年次有給休暇の成立要件として、労働者による休暇の請求や、これに対する使用者の承認の観念を入れる余地はないものといわなければならない、としている。
- C 労基法39条4項。設問のいわゆる時間単位年休の取得は、労使協定により

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

所定の事項を定めることを要件としており、時間を単位として与えることができることとされる有給休暇の日数は5日以内に限られている。

- D 労基法39条6項、昭和63.1.1基発1号。設問の年次有給休暇の計画的付与の方式としては、班別の交替制付与方式、年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式等もあり、事業場全体の休業による一斉付与方式に限られない。

【問 7】 正解 D 労基法38条の4, 5項。設問の通り正しい。

- A 労基法36条1項。設問の「労使協定が有する労働基準法の規制を解除する効力」が及ぶ人的適用範囲は、当該事業場の全労働者（協定において適用を受ける職種、人員等を制限している場合はその範囲内の全労働者）についてであり、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間に締結された労使協定は、その締結に反対している労働者にも及ぶ。
- B 労基法施行規則6条の2, 1項2号、平成11.1.29基発45号。労働者の過半数を代表する者の選出は、法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出することとされており、「必ず投票券等の書面を用いた投票」によって行わなければならないわけではない。
- C 労基法施行規則6条の2, 1項1号、平成11.1.29基発45号。労働者の過半数を代表する者は、法第41条第2号に規定する管理監督者でないこととされている。管理監督者以外の者によって選出された場合には、管理監督者であっても過半数を代表する者となることのできる旨の規定はない。なお、管理監督者以外の者がいない事業場にあつては、所定の方法による手続により選出された管理監督者を、当該事業場の労働者の過半数を代表する者とする。
- E 労基法38条の4, 2項1号、平成11.3.31基発169号。労使委員会の労働者側の委員は、「当該事業場の労働者の投票又は挙手によって選出されなければならない」のではなく、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された者

でなければならない。

- 〔問 8〕 正解 B 労働安全衛生法29条1項、2項。設問の元方事業者は、「関係請負人の労働者」に対しても必要な指導及び指示を直接行うことができるため誤り。
- A 労働安全衛生法15条1項、労働安全衛生法施行令7条2項。設問の通り正しい。
- C 労働安全衛生法29条の2、労働安全衛生規則634条の2, 1号。設問の通り正しい。
- D 労働安全衛生法30条1項。設問の通り正しい。
- E 労働安全衛生法30条の2, 1項。設問の通り正しい。

- 〔問 9〕 正解 E 労働安全衛生法61条1項、労働安全衛生法施行令20条15号、労働安全衛生規則41条、同則別表第3、平成20. 3. 17厚労告89号。設問の通り正しい。設問の高所作業車の運転業務に就くことができる者は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う高所作業車運転技能講習を修了した者又は「その他厚生労働大臣が定める者」でなければならないとされているが、当該「その他厚生労働大臣が定める者」は現在定められていない。
- A 労働安全衛生法11条1項、労働安全衛生法施行令3条、労働安全衛生規則5条。安全管理者は、労働安全コンサルタントのほか、「厚生労働大臣が定める研修を修了した者のうち一定のもの（大学における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの等）、その他厚生労働大臣が定める者（大学における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの等）」の中から選任しなければならない。
- B 労働安全衛生法12条1項、労働安全衛生法施行令4条、労働安全衛生規則7条1項3号、同則10条、衛生管理者規程1条～4条。衛生管理者は、労働衛生コ

- ンサルタントのほか、「衛生管理者免許を有する者、医師又は歯科医師その他厚生労働大臣の定める者（保健体育若しくは保健の教科についての教諭免許状を有する者で、中学校や高等学校等に常勤している教師等）」の中から選任しなければならない。
- C 労働安全衛生法13条1項、2項、労働安全衛生法施行令5条、労働安全衛生規則14条2項。産業医は、労働衛生コンサルタント試験に合格した医師でその試験の区分が保健衛生である者のほか、「厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行う研修を修了した医師、一定の産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて所定の課程を修めて卒業した医師であって、その大学が行う実習を履修したもの等）」の中から選任しなければならない。
- D 労働安全衛生法14条、労働安全衛生法施行令6条1号、労働安全衛生規則16条1項、同則別表第1。設問の高圧室内作業主任者は、高圧室内作業主任者技能講習を修了した者ではなく、「高圧室内作業主任者免許を有する者」でなければならない。

- 〔問 10〕 正解 D 労働安全衛生法59条3項、労働安全衛生規則36条18号、同則38条。設問の通り正しい。
- A 労働安全衛生法59条1項、労働安全衛生法施行令2条、労働安全衛生規則35条1項。「燃料小売業」については、設問の①から④の事項に関する安全衛生教育を省略することはできないため誤り。
- B 労働安全衛生法59条2項、労働安全衛生規則35条2項。設問の労働安全衛生規則に定める事項の全部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、その全部の事項についての安全衛生教育を省略することができる。
- C 労働安全衛生法59条3項、労働安全衛生規則36条35号、同則37条。設問の科目の一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、その科目についての特別の安全衛生教育を省略することができる

る。

E 労働安全衛生法60条、労働安全衛生法施行令19条。「運送業」は、職長教育の対象となる業種には含まれないため誤り。

労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 E 労災保険法16条の3,2項、法16条の8,2項。設問の通り正しい。

A 労災保険法21条7号。業務災害に係る介護補償給付に対応する通勤災害の保険給付として、介護給付が定められている。

B 労災保険法7条1項、法12条の8,1項、2項。業務災害に係る保険給付としては、設問の保険給付のほか傷病補償年金がある。なお、傷病補償年金は、労働基準法の災害補償中に直接対応するものはないが、同法の打切補償に係る保険給付である。

C 労災保険法12条の3,1項、2項。「保険給付を受けた者ではなく事業主が、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部を政府に返還しなければならない」のではなく、「政府は、虚偽の報告等をした事業主に対し、保険給付を受けた者と連帯して不正受給をした保険給付に要した費用に相当する額の全部又は一部の納付を命ずることができる」である。

D 労災保険法35条1項、則46条の22の2、昭和52.3.30発労徴21号、基発192号。漁船による水産動植物の採捕の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の通勤災害については、その住居と就業の場所との間の往復の実態が明確でないこと等からみて労災保険の保護の対象とはしないこととされている。

〔問 2〕 正解 B 特別支給金規則5条の2,2項、3項、同則11条4項。傷病特別支給金

及び傷病特別年金については支給申請をしなければならないが、これらに関連する保険給付である傷病（補償）年金は、所轄労働基準監督署長の職権により支給が決定される。したがって、問題文の「その支給を受けるためには、必ず関連する保険給付の請求と同時に別途当該特別支給金の支給の申請を行わなければならない」は誤り。なお、実際には、傷病（補償）年金の支給の決定を受けた者は、傷

病特別支給金の申請を行ったものとして取り扱われる（傷病特別年金も同様）。

- A 労災保険法29条1項2号、2項、特別支給金規則1条、2条他。設問の通り正しい。
- C 労災保険法別表第1、特別支給金規則20条。設問の通り正しい。
- D 労災保険法施行規則1条3項、特別支給金規則3条3項他。設問の通り正しい。
- E 特別支給金規則2条。設問の通り正しい。

【問 3】 正解 D 労災保険法施行規則12条の2,1項3号、4号、2項。療養の費用の請求において事業主の証明が必要な事項は、「③負傷又は発病の年月日、④災害の原因及び発生状況」である。

- 【問 4】 正解 B 労災保険法33条1項、則46条の16。設問の通り正しい。
- A 労災保険法33条1項、則46条の16。小売業の事業主については、常用労働者が50人以下でない場合は、中小事業主等の特別加入の対象とはならない。
- C 労災保険法33条1項、則46条の16。不動産業の事業主については、常用労働者が50人以下でない場合は、中小事業主等の特別加入の対象とはならない。
- D 労災保険法33条1項、則46条の16。金融業の事業主については、常用労働者が50人以下でない場合は、中小事業主等の特別加入の対象とはならない。
- E 労災保険法33条1項、則46条の16。保険業の事業主については、常用労働者が50人以下でない場合は、中小事業主等の特別加入の対象とはならない。

＜中小事業主等の特別加入における中小事業主の範囲＞

主たる事業の種類	使用労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業	常時50人以下
卸売業、サービス業	常時100人以下
①、②以外の事業	常時300人以下

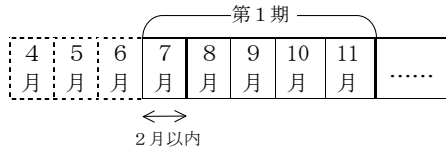
【問 5】 正解 C 労災保険法11条1項、3項。設問の未支給の保険給付を受けるべき

者の順位は、Cに記載の通り「配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹」である。

【問 6】 正解 A 労災保険法7条、労基則別表第1の2,9号、平成13.12.12基発1063号。脳・心臓疾患の業務上外の認定における評価期間は、設問Aに記載の通り、「異常な出来事」については発症直前から前日までの間、「短期間の過重業務」については発症前おおむね1週間、「長期間の過重業務」については発症前おおむね6か月間とされている。

- 【問 7】 正解 C 労災保険法38条3項。設問の通り正しい。
- A 労災保険法38条2項。審査請求をした日から「1か月」ではなく「3か月」を経過しても労働者災害補償保険審査官の決定がないときは、当該審査請求に係る処分について決定を経ないで労働保険審査会に対し再審査請求をすることができる。
- B 労災保険法41条、徴収法37条。設問の処分（事業主からの費用徴収に関する処分）に不服がある場合は、都道府県労働局長に対して異議申立てをすることができる。
- D 労災保険法38条1項、特別支給金規則20条。特別支給金に関する決定は、労審法による不服申立ての対象とならない。
- E 労災保険法40条。労働保険審査会に対しての再審査請求と同時に処分取消しの訴えを提起することはできない（原則として、再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、処分取消しの訴えを提起することはできない）。

- 【問 8】 正解 C 法18条、則28条。設問の通り正しい。7月1日に保険関係が成立しているため、保険関係成立日から、その日が属する延納に係る期（4月1日から7月31日）の末日までの期間が2月以内であるため、最初の期は、次の期と合わせて保険関係成立日から11月30日までとなる。また、設問は、有期事業に係る概算保険料の延納をする場合であるので、最初の期分については、保険関係成立日の翌日から起算して20日以内に納付しなければならないことから、設問の通り7月21日が納期限となる。



- A 法15条3項、法18条、則27条、則29条。認定決定された概算保険料の額についても、所定の要件□を満たしていれば、延納の申請をすることができる。
- 継続事業の概算保険料(認定決定された額を含む。)の延納に係る「所定の要件」
 - 納付すべき概算保険料の額が40万円(労災保険に係る保険関係又は雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業については、20万円)以上の事業であること。
 - 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していること。
 - 当該保険年度において、10月1日以降に保険関係が成立した事業ではないこと。
- B 法18条、則27条。設問は、継続事業に係る概算保険料の延納をする場合であるので、最初の期分については、保険関係成立日の翌日から起算して「20日以内」ではなく、50日以内に納付しなければならない。なお、最初の期の期間については、上記選択肢Cの解説と同様の考え方をすればよい。
- D 法18条、則27条2項。設問の場合における最初の期分については、4月1日から50日以内に納付しなければならないため「7月14日」ではなく、7月10日が納期限となる。最初の期については、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合であっても、委託していない場合と同様の納期限となっている。なお、設問中、第2の期分及び第3の期分の納期限については、設問の通りである(労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していない場合よりも14日遅く設定されている)。

- E 法18条、則30項。増加概算保険料については、増加前の概算保険料の延納をしていない場合には、延納することはできない。

- 【問 9】 正解 E 法14条の2,1項、則23条の2。設問の通り正しい。

- A 法13条、則21条1項。保険年度の中に中小事業主等の特別加入の承認があった場合の当該保険年度の第1種特別加入保険料の額は、当該特別加入者の給付基礎日額に当該特別加入者が当該保険年度中に特別加入者とされた期間の月数(「日数」ではない)を乗じて得た額の総額に、第1種特別加入保険料率を乗じて得た額とされている。
- B 法17条、則26条。追加徴収に係る増加額の納期限は、当該追加徴収に係る通知が発せられた日から起算して「50日以内」ではなく30日以内である。
- C 法13条、則21条。設問のような規定はない。
- D 法13条。第1種特別加入保険料率は、特別加入の承認を受けた中小事業主が行う事業についての労災保険率から、労災保険の適用を受けるすべての事業の過去3年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率とされている。なお、現在、当該厚生労働大臣の定める率は「零」とされている。

- 【問 10】 正解 B 法12条3項、則17条3項、昭和40.7.31基発901号。設問の事業は、有期事業の一括の適用を受けているため継続事業と同様の取り扱いとなるので、メリット制の適用を受けるためには、当該保険年度の確定保険料の額が100万円以上であることが必要である。「請負金額の総額が1億2,000万円以上」とは、有期事業に係るメリット制の適用要件のひとつであり、継続事業に係るメリット制の適用要件には含まれない。

- A 法12条3項、則18条の2。設問の通り正しい。
- C 法20条3項、4項、則35条4項、則38条5項。設問の通り正しい。
- D 法20条3項、則36条1項。設問の通り正しい。

E 法12条の2。設問の通り正しい。設問の規定は、継続事業のメリット制が適用される事業において、中小企業事業主が、厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための特別の措置を講じた場合であって、労災保険率の特例の適用を申告しているときは、メリット制による率の増減幅を最大1,000分の45とする特例について規定したものである。

雇 用 保 険 法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

- 【問 1】 正解 A 雇用保険法6条2号。設問の通り正しい。
- B 雇用保険法附則2条1項1号、同法施行令附則2条。設問の事業は、常時雇用する労働者が5人以上であるので、強制適用事業となる。
- C 雇用保険法2条1項2号。船員法第1条に規定する船員を雇用する水産の事業は、強制適用事業となるので誤り。
- D 雇用保険法6条5項、同法施行規則3条の2、行政手引20366（改正後の行政手引20303）。設問のようないわゆる昼間学生は、一定の者を除いて被保険者とならない。
- E 雇用保険法5条1項。設問の事業であっても、労働者が雇用されている事業であれば、適用事業となるので誤り。

- 【問 2】 正解 D 雇用保険法附則4条、同法施行規則附則18条。特定理由離職者である受給資格者のうち、正当な理由のある自己都合退職者については、基本手当の原則的な受給資格要件を満たさない場合でなければ、特定受給資格者と同じ所定給付日数は支給されない。
- A 雇用保険法13条2項。設問の通り正しい。
- B 雇用保険法13条3項、同法施行規則19条2,2号、同則35条2号、行政手引52203。設問の通り正しい。
- C 雇用保険法13条3項、同法施行規則19条2,1号、同則35条7号。設問の通り正しい。
- E 雇用保険法附則19条の2,2号、行政手引52203。設問の通り正しい。

- 【問 3】 正解 C 雇用保険法施行令6条3項、同法施行令7条2項。設問の通り正しい。
- A 雇用保険法24条1項、同法施行令4条。公共職業訓練等を受けるために待期

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

している期間についても、訓練延長給付の対象となり得る。

B 雇用保険法附則5条2項。個別延長給付の日数が30日となるのは、基準日に35歳以上60歳未満であって、かつ、算定基礎期間が20年以上の受給資格者である。

D 法附則5条1項1号。基準日において45歳未満である受給資格者については、設問の厚生労働大臣が指定する地域に居住していなくても、個別延長給付の対象となり得るので誤り。

E 雇用保険法28条、同法附則5条4項。設問の場合は、個別延長給付が終わった後でなければ、訓練延長給付は行われない。

【問 4】 正解 B 雇用保険法17条1項。設問の手当は、すべて賃金総額から除外されないので誤り。

A 雇用保険法17条1項。設問の通り正しい。

C 雇用保険法19条1項。設問の通り正しい。

D 雇用保険法16条、平成21・6・25厚労告335号。設問の通り正しい。Aの方がBより上限額も給付率も高いので、Aの基本手当の日額はBの基本手当の日額より多くなる。

E 雇用保険法16条。設問の通り正しい。

【問 5】 正解 C 雇用保険法33条1項ただし書、同法36条1項、3項。設問の通り正しい。

A 雇用保険法施行規則59条1項。通所手当は、徒歩により通所する場合は支給されない。また、通所距離も2km以上でなければ支給されない。

B 雇用保険法施行規則57条、同則附則2条。受講手当の日額は、基準日における年齢にかかわらず500円（平成21年3月31日から平成24年3月31日までの受講手当の日額は700円）である。

D 雇用保険法37条3項、4項。傷病手当の日額は、「基本手当の日額に相当する額」である。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

E 雇用保険法37条1項。傷病手当は、受給資格者が、求職の申し込みを行う前に疾病又は負傷のために職業に就くことができない状態になった場合に支給されることはないので誤り。

【問 6】 正解 A 雇用保険法61条1項1号。設問の場合は、被保険者であった期間が「5年以上となるに至った日の属する月」から支給される。

B 雇用保険法61条の2, 2項。設問の通り正しい。

C 雇用保険法61条5項1号。設問の通り正しい。

D 雇用保険法61条の3。設問の通り正しい。

E 雇用保険法61条の2, 1項。設問の通り正しい。

【問 7】 正解 E 雇用保険法85条。設問の通り正しい。

A 雇用保険法66条。教育訓練給付に要する費用については、国庫負担はない。

B 雇用保険法10条1項。失業等給付は、求職者給付、「就職促進給付」、教育訓練給付及び雇用継続給付の「4つ」である。

C 雇用保険法62条、同法63条。設問のような規定はないので誤り。

D 雇用保険法12条。高年齢雇用継続給付は失業等給付であるので、所得税及び住民税の課税対象とならない。

【問 8】 正解 B 法30条1項。設問の通り正しい。

A 法30条1項、3項。雇用保険の日雇労働被保険者は、印紙保険料の額の2分の1の額を負担するほか、当該日雇労働被保険者に係る一般保険料額のうち、雇用保険率に応ずる部分の額から、その額に二事業率を乗じて得た額を減じた額の2分の1の額を負担することとなっている。

C 法30条4項。一般保険料の額のうち、労災保険率に応ずる部分の額については、事業主がその全額を負担することとなっている。

D 法30条4項。第3種特別加入保険料の額については、一般保険料の額のうちの労災保険率に応ずる部分の額と同様、その全額を事業主が負担すること

となっている。

E 法11条の2、法30条2項、令1条、令5条。雇用保険の免除対象高年齢労働者に係る一般保険料の免除においては、当該一般保険料の額のうち雇用保険率に应ずる部分の額の、被保険者負担部分及び事業主負担部分のいずれも免除される。

【問 9】 正解 D 則70条。概算・確定保険料申告書の事業主控の保存期間は、「4年」ではなく、3年である。

A 則70条。設問の通り正しい。

B 則70条。設問の通り正しい。

C 則70条。設問の通り正しい。

E 則64条3号、則70条。設問の通り正しい。なお、徴収法上、保存期間が4年とされている書類は、設問の「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿」のみである。

【問 10】 正解 E 法26条1項、3項、法27条1項。追徴金は、労働保険料ではないため、督促状に指定する期限までに追徴金を納付しないときであっても、延滞金が徴収されることはない。また、国税滞納処分の例によって処分されることはある。

A 法15条3項、法26条1項。設問の通り正しい。

B 法27条1項、5項。設問の通り正しい。なお、設問中「7.3%」の率については、現在、徴収法附則12条により、当分の間、7.3%と特例基準割合のいずれか低い方の率が適用されることとなっているが、この「7.3%」の率が、徴収法本則(第27条第1項)の規定によるものであることと、選択肢Eが明らかに誤りであることから、本肢Bを正しいものとした。

C 法25条、則38条5項。設問の通り正しい。

D 法19条4項、5項、法21条1項、法25条2項。設問の通り正しい。なお、印紙保険料の追徴金に係る割合は、100分の25である。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

【問 1】 正解 B 厚生労働省「平成18年就労条件総合調査」。現金給与以外の労働費用には、法定福利費、法定外福利費のほか、退職給付等の費用等の項目もある。

A 厚生労働省「平成18年就労条件総合調査」。設問の通り正しい。

C 厚生労働省「平成21年就労条件総合調査」。設問の通り正しい。

D 厚生労働省「平成21年就労条件総合調査」。設問の通り正しい。

E 厚生労働省「平成21年就労条件総合調査」。設問の通り正しい。

【問 2】 正解 E 内閣府「平成21年版高齢社会白書」P10。設問の通り正しい。

A 総務省「平成21年労働力調査」。60歳代(60～64歳及び65～69歳)の労働力率は、男女とも、ここ10年以上一貫して上昇しているわけではない。ここ10年程度でみると、60歳代の男性の労働力率は、平成16、17年まで減少し続けていたが、それ以降は上昇している。また、60歳代の女性の労働力率も、平成14、15年まで減少し続けていたが、それ以降は上昇している。

B 総務省「平成21年労働力調査」。「役員」と「自営業主」の順序が逆である。60歳代の男性の就業形態は、雇用者(300万人)が最も多く、次いで「自営業主(130万人)」、「役員(83万人)」の順となっている。

C 内閣府「平成21年版高齢社会白書」P35。設問は、「65歳以上」の就業希望者の場合である。60～64歳の男性の就業希望者が働く理由としてあげている項目の中で最も多いのは「失業している(21.1%)」であり、次いで「健康を維持したい(18.6%)」の順となっている。また、60～64歳の女性の就業希望者で最も多いのは「収入を得る必要が生じた(22.3%)」であり、次いで「健康を維持したい(19.8%)」である。

D 内閣府「平成21年版高齢社会白書」P78～79、雇用保険法施行規則104条2項。「定年年齢を70歳以上に引き上げた場合」ではなく、「定年年齢を65歳以上に引き上げた場合」である。また、中小企業定年引上げ等奨励金が支給さ

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

れるのは、設問の場合に限られず、「定年の定めを廃止した場合」なども対象となる。

【問 3】 正解 D 厚生労働省「平成20年雇用動向調査」。離職者の離職理由として最も多いのは「個人的理由（73.4%）」であり、次いで「契約期間の満了（10.7%）」、「経営上の都合（8.2%）」の順になっている。

- A 平成21年版労働経済白書P169。設問の通り正しい。
- B 平成21年版労働経済白書P17。設問の通り正しい。
- C 平成21年版労働経済白書P168。設問の通り正しい。
- E 厚生労働省「平成20年雇用動向調査」。設問の通り正しい。

【問 4】 正解 A 厚生労働省「平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査」。正社員以外の雇用形態の労働者のうち、最も多いのは「パートタイマー（22.5%）」であり、次いで「派遣労働者（4.7%）」、「契約社員（2.8%）」の順になっている。

- B 厚生労働省「平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査」。設問の通り正しい。
- C 厚生労働省「平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査」。設問の通り正しい。
- D 厚生労働省「平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査」。設問の通り正しい。
- E 厚生労働省「平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査」。設問の通り正しい。

【問 5】 正解 C 労働契約法3条2項。設問の通り正しい。

- A 労働契約法5条。設問の規定に「家族」は含まれない。なお、法律の文言上、設問の「必要な配慮をしなければならない」は、「必要な配慮をするものとする」である。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- B 労働契約法9条、法10条。設問後段のような規定はない。
- D 労働契約法19条2項。労働契約法は、労働基準法と同様に、同居の親族のみを使用する場合には適用しない。
- E 労働契約法17条1項。やむを得ない事由があれば、契約期間の満了前であっても労働者を解雇することができる。

【問 6】 正解 D 国民健康保険法41条1項。保険医療機関等は療養の給付に関し、「厚生労働大臣又は都道府県知事」の指導を受けなければならない。

- A 国民健康保険法61条。設問の通り正しい。
- B 国民健康保険法36条4項。設問の通り正しい。
- C 国民健康保険法60条。設問の通り正しい。
- E 国民健康保険法67条。設問の通り正しい。

【問 7】 正解 E 設問の通り正しい。（注）

- A 設問の「大正14年」は正しくは、「昭和14年」である。また、設問の健康保険に相当する疾病給付は船員保険の対象とされていた。
- B 設問の「昭和49年」は正しくは、「昭和59年」である。
- C 設問の「平成8年」、「平成10年10月」は正しくは、「平成18年」、「平成20年10月」である。
- D 設問の「昭和9年」は正しくは、「昭和14年」であり、「5年後の昭和14年」は、「3年後の昭和17年」である。

（注）なお、「平成18年6月」は、制定された年月であり、その時点から改称されていたわけではないため完全に正しいとは言いきれないが、出題者側が「高齢者の医療の確保に関する法律」の制定年月を問う意図があったものと判断し、Eを正解とした。

【問 8】 正解 E 社会保険労務士法25条の22の2,1項。社会保険労務士法人の解散

及び清算は、「裁判所」の監督に属する。

- A 社会保険労務士法13条1項。設問の通り正しい。
- B 社会保険労務士法14条の3, 2項。設問の通り正しい。
- C 社会保険労務士法25条の16。設問の通り正しい。
- D 社会保険労務士法25条の8, 1項。設問の通り正しい。

【問 9】 正解 B 介護保険法41条1項、同法70条1項、2項。設問の指定は、「都道府県知事」が行う。

- A 介護保険法69条の2, 1項。設問の通り正しい。
- C 介護保険法53条1項、同法115条の2, 1項、2項。設問の通り正しい。
- D 介護保険法58条1項、同法59条、同法115条の22, 1項。設問の通り正しい。
- E 介護保険法94条1項。設問の通り正しい。

【問 10】 正解 B 高齢者医療確保法48条。設問の通り正しい。

- A 高齢者医療確保法3条。設問の「都道府県」は正しくは、「国」である。
- C 高齢者医療確保法49条。設問の「都道府県」は正しくは、「後期高齢者医療広域連合及び市町村」である。
- D 高齢者医療確保法50条。後期高齢者医療の被保険者は、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者、または65歳以上75歳未満の者であって、設問の認定を受けたものである。
- E 高齢者医療確保法95条。設問の「3分の1」は、正しくは、「12分の1」である。

健康保険法

【問 1】 正解 A 法5条2項。設問の通り正しい。

- B 法7条の28, 2項。決算後「2か月」以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならない。
- C 法7条の13。「厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りではない」という規定はない。
- D 法21条4項、5項。監事は、理事又は健康保険組合の職員を兼ねることはできない。
- E 令19条。収入金を収入するのは翌年度「5月31日」である。

【問 2】 正解 なし

- A 法86条1項、平成18. 9. 29保医発0929002号。設問の通り正しい。
- B 法87条1項、平成9. 12. 1保険発149号。設問の通り正しい。
- C 法115条、令41条1項、令42条1項、平成14. 9. 9庁保険発29号・社業発28号。設問の通り正しい。
- D 法85条7項。設問の通り正しい。
- E 法43条1項、法74条1項、平成18. 7. 28保保発0728004号。設問の通り正しい。

【問 3】 正解 D 法193条1項、昭和48. 11. 7保発99号・庁保険発21号。設問の通り正しい。

- A 法附則7条1項。特定被保険者に介護保険料額の負担を求めることができるのは、「健康保険組合」である。
- B 法105条1項。設問文中「6か月以内」は、正しくは「3か月以内」である。
- C 法168条1項。介護保険第2号被保険者でない日雇特例被保険者の保険料額については、標準賃金日額に平均保険料率を乗じて得た額とされており、この場合の乗じる率に介護保険料率は合算されない。

この解答速報の著作権はT A C ㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

E 法7条の31, 1項。設問の場合、「理事長はあらかじめ厚生労働大臣に協議をしなければならない」のではなく、「厚生労働大臣の認可を受けて」、短期借入金をすることができる。

【問 4】 正解 D 則133条1項。設問の通り正しい。

A 法63条1項、昭和26. 10. 16保文発4111号。「6 か月以内のものに限り」という規定はない。

B 法75条の2, 1項、平成18. 11. 15庁保発1115001号。「当該被保険者の所属する保険者」ではなく、「社会保険診療報酬支払基金」に請求することとされている。

C 法71条2項1号、平成10. 7. 27老発485号・保発101号。設問の医師については、取消しを行わないことができるのではなく、取消後2年未満で再登録を認めることができるとされている。

E 法122条。設問の場合、「当該被扶養者に係る保険給付は行わない」のであって、保険給付をすべて行わないわけではない。

【問 5】 正解 C 法63条3項、昭和32. 9. 2保険発123号。全国健康保険協会の適用事業所の事業主がその従業員のために開設する診療所は、「厚生労働大臣の指定」を受けて、療養の給付を行うことができる。

A 法3条1項2号ロ、昭和5. 8. 6保理344号。設問の通り正しい。

B 法150条2項、平成13. 6. 15庁文発1102号。設問の通り正しい。

D 法115条、昭和48. 11. 7庁保発21号。設問の通り正しい。

E 保険医療機関及び保険医療養担当規則9条。設問の通り正しい。

【問 6】 正解 D 法180条1項、2項、3項。設問の通り正しい。

A 法48条、則19条、則24条1項、則26条の2。③育児休業等を終了した際の報酬月額の変更の届出は、「5 日以内」ではなく「速やかに」届け出るものとされている。

この解答速報の著作権はT A C ㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

B 法3条1項、昭和24. 7. 28保発74号。設問の者については、法人から労働の対償として報酬を受けている場合には、法人に使用される者として被保険者の資格を取得する。

C 法65条1項、3項5号。設問文中「6 か月以上」は、正しくは「3 か月以上」である。

E 法193条1項。「3 年」ではなく「2 年」を経過したときは、時効によって消滅する。

【問 7】 正解 E 法51条。設問の通り正しい。

A 則37条、則38条1項、則44条。②2以上の事業所勤務の届出は「10日以内」に提出することとされている。また、①及び②の届出は、「保険者」ではなく、「厚生労働大臣（日本年金機構）又は健康保険組合」に提出しなければならない。

B 法68条。指定の日から「3 年」ではなく、「6 年」を経過したときに、指定の効力を失う。

C 法3条3項、法31条。「3 分の1 以上」ではなく「2 分の1 以上」の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

D 法79条1項。保険医療機関又は保険薬局は、「1 月」以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

【問 8】 正解 A 法40条1項。設問の通り正しい。

B 法164条1項。任意継続被保険者に関する保険料は、「その月の末日」ではなく、「その月の10日」までに納付しなければならない。

C 法119条。設問の場合は、保険給付の「全部または一部」ではなく、保険給付の「一部」を行わないことができる。

D 法36条。その事実があった日に更に被保険者に該当するに至ったときは、「その日」から、被保険者の資格を喪失する。

E 則36条、則36条の2、則43条。①氏名変更の申出、②住所変更の申出は「速

やかに」、③任意継続被保険者である場合であって適用事業所に使用されるに至った時等の申出は「遅滞なく」行うものとされている。

【問 9】 正解 E 法63条1項。設問の通り正しい。

- A 法3条4項、法37条1項。「2週間以内」ではなく、「20日以内」に申し出なければならない。
- B 法3条7項1号、平成5.3.5保発15号・庁保発4号。設問の場合は、被扶養者に該当しない。認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合は、認定対象者の年間収入が130万円（認定対象者が60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は180万円）未満であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するが、設問の場合は、認定対象者の年間収入が被保険者の援助額を上回るので、被扶養者には該当しない。
- C 則34条。その完結の日より「5年間」ではなく「2年間」保存しなければならない。
- D 法55条2項。「死亡」については、設問の調整は行わない。

【問 10】 正解 B 法184条1項、法185条1項、2項。設問の通り正しい。

- A 法38条。①から③に該当するに至ったときは、「その日の翌日」から、その資格を喪失する。
- C 法35条、昭和26.11.28保文発5177号。試みに使用される者は、雇入れの当初から被保険者となる。
- D 法159条。「育児休業等を開始した日の属する月の翌月」からではなく、「育児休業等を開始した日の属する月」から保険料は徴収されない。
- E 法39条1項、昭和3.7.3保発480号。被保険者資格の得喪は「形式的な雇用契約の有無」によって判断されるのではなく、事実上の使用関係の有無によって判断される。

厚生年金保険法

【問 1】 正解 A 法32条。厚生年金保険法による保険給付は、老齢厚生年金、障害厚生年金及び障害手当金、遺族厚生年金の4種類である。なお、法附則による保険給付として、脱退一時金、脱退手当金、特例老齢年金及び特例遺族年金がある。

- B 法3条1項3号。設問の通り正しい。
- C 法3条1項4号。設問の通り正しい。
- D 法3条2項。設問の通り正しい。
- E 法33条。設問の通り正しい。

【問 2】 正解 A (6)法附則18条2項、(16)法附則36条。定額部分の額の計算について、被保険者期間の月数の上限が444月とされているのは、昭和9年4月2日から「昭和19年4月1日」までの間に生まれた者である。

- B 法46条1項、3項、改定率改定令5条。設問の通り正しい。
- C 法46条1項、3項、改定率改定令5条。設問の通り正しい。
- D 設問の通り正しい。
- E 法46条7項、令3条の7ただし書。設問の通り正しい。

【問 3】 正解 E 法84条1項。設問の通り正しい。

- A 法88条。厚生年金保険の保険料の先取特権の順位は、国税及び「地方税」に次ぐものとされており、国税のみに次ぐものとはされていない。
- B 法89条。民事執行法上の強制執行の例により徴収するのではなく、「国税徴収の例」により徴収するものとされている。
- C 法83条1項。当月末日ではなく、「翌月末日」までに納付しなければならない。
- D 法85条。「納付義務者について、民事再生手続きが開始したとき」は、設

問におけるいわゆる保険料の繰上徴収を行うことができる事由に該当しない。

【問 4】 正解 C 法90条3項。設問の通り正しい。

- A 法90条1項、2項。設問の場合、審査請求をした日から「60日以内」に決定がないときは、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
- B 法90条4項。被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。
- D 法91条の3。設問の処分の取消しの訴えは、原則として、当該処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。
- E 法91条の3。設問の処分の取消しの訴えは、原則として、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

【問 5】 正解 B 法50条の2,1項。設問の通り正しい。

- A 法47条2項。障害等級は、障害の程度に応じて「重度」のものから1級、2級及び3級とされている。
- C 法50条1項。障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が「300月」に満たないときは、これを「300月」とするものとされている。
- D 法50条1項。障害等級の3級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、原則として、障害等級の2級に該当する者に支給する額と同額である。なお、3級の障害厚生年金には加給年金額は加算されないが、2級以上の障害厚生年金には加給年金額が加算される。
- E 法51条。障害認定日の属する「月の前月」ではなく、障害認定日の属する「月」までの被保険者であった期間を、その計算の基礎とする。

【問 6】 正解 B 法78条の6,1項,2項、法78条の11。設問の通り正しい。

- A (12)法附則14条2項。昭和7年4月2日以後に生まれた者であり、かつ、平成14年3月31日において高齢任意単独加入被保険者であった者であって、同年4月1日において適用事業所以外の事業所に使用されるもの(同日前から引き続き当該事業所に使用されるものに限る。)は、「同日」に、「法10条1項の任意単独被保険者」の資格を取得し、当該高齢任意単独加入被保険者の資格を喪失する。

平成14年4月1日の改正前までは、原則として65歳までの者が被保険者の対象であり、適用事業所以外の事業所に使用される65歳以上の者は、高齢任意単独加入被保険者となることとされていた。平成14年4月1日から、原則として70歳までの者が被保険者の対象となり、これに伴い、同日時点で65歳以上70歳未満の高齢任意単独被保険者は、改正後は、任意単独被保険者とする事となったため、高齢任意単独加入被保険者の資格を喪失させることとした。

したがって、設問における「翌日」の箇所及び「法9条の(当然)被保険者の資格を取得」の箇所が誤りとなる。

- C 法44条1項、4項8号。障害の状態のない子を対象とする加給年金額の加算は、子が「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間」に障害等級1級又は2級に該当する障害の状態になった場合に、20歳に達するまでの間行われるため、設問の子を対象とする加給年金額の加算は、子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したときに、終了することとなる。
- D 法34条1項、令2条。調整期間の開始年度は、政令で「平成17年度」と定められている。
- E 則82条1項。厚生労働大臣は、保険給付に関する処分を行ったときは、「5日以内」ではなく、「速やかに」、文書でその内容を、請求者又は受給権者に通知しなければならない。

【問 7】 正解 E 則60条の3、平成19.3.22庁保発0322001号。設問の通り正しい。

A 法40条。事故が第三者の行為によって生じた場合において、政府が取得する損害賠償請求権は、その「給付の価額の限度」に限定されている。また、受給権者が既に第三者から同一の事由について損害賠償を受けていた場合において、政府が保険給付をしないことができるのは、その「価額の限度」に限定されている。

B 法60条1項、2項、(60)法附則59条1項。設問の老齢厚生年金の受給権者の死亡に係る遺族厚生年金は、いわゆる長期要件に該当するため、遺族厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数は、300か月に満たないときであっても実期間で計算する。また、給付乗率についても生年月日による読み替えを行うことになる。

C 法74条。設問の場合は、障害厚生年金の額につき厚生労働大臣の診査による改定は行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして、障害厚生年金の額の改定を行うことができる」と規定されており、「直ちに改定を行うものとする」とは規定されていない。

D 法78条。受給権者が、正当な理由がなく、厚生労働省令の定める事項について届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、保険給付の「全部又は一部を一時停止する」のではなく、「支払を一時差し止める」ことができる。なお、一時差し止めの場合には、支給停止と異なり、差し止め事由が消滅したときは、さかのぼって保険給付の支払が行われることになる。

【問 8】 正解 C 法100条の4、法180条。厚生年金保険法第9章「厚生年金基金及び企業年金連合会」に規定する厚生労働大臣の権限のうち、厚生年金基金に係る権限については、日本年金機構に委任されていない。なお、当該厚生労働大臣の権限のうち、厚生年金基金に係る権限は、その一部を地方厚生局長に委任できるとされており、当該地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任できるとされている。

A 法100条の4,3号。設問の通り正しい。

B 法100条の4,34号。設問の通り正しい。

D 法100条の4,23号。設問の通り正しい。

E 法100条の4,1号。設問の通り正しい。

【問 9】 正解 A 法85条の3、法133条の3,1項、法163条の4。設問におけるいわゆる離婚分割により特定被保険者の標準報酬の改定が行われた場合には、被扶養配偶者の老齢厚生年金の増額改定分については、政府がその支給を行うこととされている。政府は、離婚分割により特定被保険者の標準報酬の改定が行われたときは、特定被保険者の厚生年金基金の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価に相当する金額の一部を当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている基金又は企業年金連合会から徴収し、基金又は企業年金連合会は、政府が徴収する額に相当する特定被保険者の老齢年金給付の支給に関する義務を免れることができる。

B 法附則4条の4,3項。設問の通り正しい。

C 法136条の3,1項3号、基金令30条3項、基金令39条の5。設問の通り正しい。

D 法178条の2,1項、基金令55条の5,2項。設問の通り正しい。

E 法附則30条、基金令60条の2,1項～3項。設問の通り正しい。

【問 10】 正解 B 法62条1項。中高齢の寡婦加算の対象となる寡婦は、夫の死亡により遺族厚生年金の受給権を取得した妻であって、①受給権取得当時、40歳以上65歳未満であったもの、②40歳に達した当時、遺族基礎年金を受けることができる遺族の範囲に属する子と生計を同じくしていたものであり、加算の期間は、40歳（又は40歳以後の受給権取得時）から65歳に達するまでの間である。設問のように、受給権を取得したときから40歳に達するまでの間、加算されるものではない。

正解 A 法66条1項～3項。遺族厚生年金の受給権者が夫と子の場合には、子に遺族厚生年金を支給する間、夫の支給が停止されることになるが、夫には遺族基礎年金の受給権が発生することはないので、設問後半のカッコ内の記述「夫（国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する者に限る。以下同じ。）」が誤り。

C 法64条の3,1項。設問の通り正しい。老齢厚生年金の受給権を有する65歳以上の遺族厚生年金の受給権者についての併給調整の規定である。

D 法58条1項3号。設問の通り正しい。障害等級1級又は2級の障害厚生年金の受給権者の死亡により支給される遺族厚生年金については、保険料納付要件は問われない。これは、障害厚生年金の受給権を取得したときに、既に保険料納付要件を満たしているので、あらためて死亡時に問う必要はないからである。

E 法63条2項1号。設問の通り正しい。遺族厚生年金の受給権者である子又は孫の失権事由は、①18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にあるときを除く）、②障害等級1級又は2級に該当する障害の状態がやんだとき（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にときを除く）、③20歳に達したとき等である。設問の場合は、障害等級3級であるので、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したときに受給権が消滅する。

国民年金法

【問 1】 正解 E 法39条の2,1項。子に支給する遺族基礎年金の額は、子が2人いるときは、780,900円に、224,700円に改定率を乗じて得た額を加算した額を2で除して得た額となる。

- A 法109条の6,1項、2項。設問の通り正しい。
- B 法105条3項、則36条の4,1項。設問の通り正しい。
- C 法94条3項、令10条1項。設問の通り正しい。
- D (60)法附則14条1項、2項、4項。設問の通り正しい。

【問 2】 正解 C 法92条の3,1項3号。設問の通り正しい。

- A 法附則9条の3の2,1項。脱退一時金の支給を請求するには、「請求の日の前日において請求の日の属する月の前月」までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数が「6月」以上あることが必要であり、設問の場合、「4月」にしかないため誤り。
- B 法14条の2。設問の通知（いわゆるねんきん定期便の送付）は、被保険者に対して行うものである（受給権者に対して行うものではない）。
- D 法28条4項、令4条の5,1項。設問の場合、受給権を取得した日の属する月から当該申出を行った日の属する「月の前月」までを単位とする期間に応じて一定率の加算をした額が支給される。
- E 法40条3項3号、4号。「年齢に関係なく当該遺族基礎年金の受給権は消滅しない」が誤り。設問の障害の状態にある間の子の遺族基礎年金の受給権は、遅くとも20歳に達したときには消滅する。

〔問 3〕 正解 E 法129条1項。国民年金基金が支給する年金は、少なくとも、当該基金の加入員であった者が老齢基礎年金の受給権を取得したときには、その者に支給されるものでなければならない。

- A 法附則5条2項。設問の通り正しい。
- B 法附則9条の3の2,7項、8項。設問の通り正しい。
- C (60)法附則14条1項、2項。設問の通り正しい。
- D (16)法附則7条、措置令1条1号。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 B 法22条、昭和37.10.22庁保発10号。設問の通り正しい。

- A (60)法附則12条1項1号、同附則別表第1。設問の受給資格期間短縮の特例の対象となるのは、「昭和15年4月1日」ではなく「昭和5年4月1日」以前に生まれた者である。
- C 法130条2項、3項。国民年金基金が支給する一時金の額については、8,500円を超えるものでなければならないとされているので、当該一時金の額についても下限は定められている。
- D 法18条の2。設問の場合には、その船舶が「行方不明となった日」にその者は、死亡したものと推定する。
- E (60)法附則14条1項、2項。設問後段のような規定はないので、振替加算の額は、老齢基礎年金の受給権者の配偶者が障害等級1級、2級に該当するかどうかにかかわらず、224,700円に改定率を乗じて得た額に当該受給権者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額となる。

〔問 5〕 正解 D 法21条3項。内払調整は、厚生年金保険と国民年金の制度間でも行われるので、設問の「両年金は、異なる制度の年金であるので、障害厚生年金を老齢基礎年金の内払とみなすことはできない」とする部分は誤り。

- A 法109条の3,2項。設問の通り正しい。
- B 法7条1項1号。設問の通り正しい。

C 法92条の2の2,1項。設問の通り正しい。

E 法附則7条の3,1項、(16)法附則20条。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 C 法12条3項。設問の通り正しい。

- A 令1条の2,4号イ。設問の扱いは、「第1号被保険者期間のみ」を有する場合である。
- B 令1条1項2号。設問の事務は、共済組合員又は私学教職員共済制度の加入者であった間に初診日がある者については、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が行う。
- D 令2条1項、平成21.12.28厚労告528号。設問の事務は、日本国内に住所を有したことがある者については日本国内における最後の住所地の市町村長、日本国内に住所を有したことがない者については東京都千代田区長が行うこととされているので、「日本国内における住所地等に係わりなく東京都千代田区長が行う」としている設問は誤り。
- E 則77条の9,1項カッコ書、則103条。学生等であって保険料を納付することを要しないものとされた被保険者は、卒業以外の理由により、政令で定める学生等でなくなったときには、設問の届書を機構の定める年金事務所に提出しなければならない。

〔問 7〕 正解 C 法附則5条9項4号。設問の場合、保険料を滞納し、保険料を納付することなく2年を経過した「日の翌日」に被保険者資格を喪失する。

E 法附則5条6項2号。設問の場合、第2号被保険者に該当するに至ったときに喪失するのは、「第1号被保険者」ではなく「任意加入被保険者」の資格である。

- A 法附則5条3項。設問の通り正しい。
- B 法8条5号。設問の通り正しい。
- D 法附則5条9項2号。設問の通り正しい。

- 【問 8】 正解 C 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律2条1項。年金給付の支払い時に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとされている。
- A 法11条2項。設問の通り正しい。
- B 法11条の2。設問の通り正しい。
- D 法18条2項。設問の通り正しい。
- E 則65条3項。設問の通り正しい。

- 【問 9】 正解 E 法31条。設問の通り正しい。
- A 法30条1項、(60)法附則20条1項。初診日が平成28年4月1日前にある傷病による障害についての保険料納付要件は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこととされているので、設問の場合、「平成22年7月分までの1年間」ではなく「平成22年6月分までの1年間」となる。
- B 法30条1項1号、厚年法47条1項。たとえ20歳未満であっても、初診日に被保険者であれば、他の要件を満たす限り、障害基礎年金の受給権は障害認定日において発生する。
- C 法30条の2,4項。設問の場合、改めて障害基礎年金に係る事後重症の請求を行う必要はなく、障害厚生年金の額の改定が行われたときに、障害基礎年金の請求があったものとみなされる。
- D 法33条の2,3項4号。障害基礎年金の受給権者の子についての加算額は、当該受給権者が再婚し、当該子がその再婚相手の養子（つまり、受給権者の配偶者の養子）になったとしても加算額は減額されない。なお、障害基礎年金の加算対象となっている受給権者の子が受給権者の配偶者以外の者の養子となったときには、子の加算額は減額される。

- 【問 10】 正解 なし
- A 法52条の3,1項。死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、「孫」、祖父母または兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものである。
- B 法37条の2,3項、令6条の4、平成6.11.9庁文発3235号。住民票上の世帯が別であっても、住所が住民票上同一である配偶者又は子は、死亡した被保険者等との間での生計同一の要件については、生計を同じくしていた者又は生計を同じくする者に該当する。
- C 法41条の2,1項。妻に対する遺族基礎年金は、その者の所在が1年以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によって、「その所在が明らかでなくなった時にさかのぼって」、その支給が停止される。
- D 法37条1号。被保険者が死亡した場合には、国内居住要件は問われない。国内居住要件が問われるのは、被保険者であった者であって、かつ、60歳以上65歳未満であるものが死亡したときである。
- E 法49条1項。遺族基礎年金の受給権が消滅したときに、当該受給権者であった妻が65歳未満である場合には、要件を満たすことにより、寡婦年金の支給を受けることができることがある。

試験問題訂正票

試験科目	択一式	労働者災害補償保険法
訂正箇所	問	6
訂正する頁	14頁	下から3行目
	15頁	上から1行目
	15頁	上から4行目
訂正する内容	以下のとおり訂正する。 誤「 については1週間 」 正「 については発症直前から1週間 」	

試験科目	択一式	労働者災害補償保険法
訂正箇所	問	10
訂正する頁	18頁	上から4行目
訂正する内容	以下のとおり訂正する。 誤「 算定基礎となる保険給付の 」 正「 算定基礎となる保険給付等の 」	

試験科目	択一式	労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識
訂正箇所	問	2
訂正する頁	28頁	上から10行目
訂正する内容	以下のとおり訂正する。 誤「 60～64歳の者が 」 正「 60～64歳の就業希望者が 」	

平成22年8月27日

社会保険労務士試験の試験問題誤りについて

平成22年8月22日(日)に実施しました第42回社会保険労務士試験において、下記1のとおり試験問題に誤りがありました。

該当する問題の採点に当たっては、受験者の不利益にならないよう下記2の措置が講じられることとなります。

受験者の方々にご迷惑をお掛けしたことを深くお詫びするとともに、今後、厚生労働省、試験委員及び全国社会保険労務士会連合会において対策を検討し、再発防止に努めて参りますので、何卒ご理解いただきますようお願い致します。

記

1 試験問題の誤り

- (1) 択一式試験問題「健康保険法」の問2について、誤った選択肢について択一すべきところ、本来正答とされるべき選択肢(D)が正しい内容のものであったため、正答なしとなった。
- (2) 択一式試験問題「厚生年金保険法」の問10について、誤った選択肢について択一すべきところ、本来正答とされるべき選択肢(B)以外にも選択肢(A)が誤った内容のものであったため、選択肢(A)及び(B)が正答となった。
- (3) 択一式試験問題「国民年金法」の問7について、誤った選択肢について択一すべきところ、本来正答とされるべき選択肢(C)以外にも選択肢(E)が誤った内容のものであったため、選択肢(C)及び(E)が正答となった。
- (4) 択一式試験問題「国民年金法」の問10について、正しい選択肢について択一すべきところ、本来正答とされるべき選択肢(A)が誤った内容のものであったため、正答なしとなった。

2 受験者に対する措置

上記1(1)及び(4)に該当する問題の採点に当たっては、全員正解とし、(2)及び(3)に該当する問題の採点に当たっては、該当する2つの選択肢を正解とする。